

証券コード 1967
平成28年5月27日

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長 新 井 孝 雄

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月14日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月15日（水曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市古市町118番地
当社 本社2階 会議室

3. 目的事項

報告事項

- 第71期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第71期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
第4号議案 定款一部変更の件

以 上

[ご案内]事業説明会について

株主総会終了後、同会議室におきまして事業説明会を催したいと存じますので引き続きご出席いただきますようお願い申し上げます。

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamato-se.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年 3月21日から)
(平成28年 3月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国経済の減速の影響等から輸出・生産面に鈍さが見られるものの、政府・日銀による経済政策や金融緩和政策の効果等により、企業収益や雇用・所得環境が改善する等、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、政府建設投資が減少しましたが、民間設備投資は企業収益が改善する中で、緩やかな増加基調を続けており、受注環境は比較的堅調に推移しました。その一方で、技能労働者不足による生産能力の低下、労務費のコストアップ問題等が長期化してきており、当社グループを取り巻く経営環境の先行きは依然として楽観できない状況にあります。

このような経営環境のもと、当社グループは総力をあげて当社グループの独自の技術・商品を活用した積極的な営業活動および生産システム改革による経営の効率化を推進してきました。この結果、当連結会計年度の受注工事高は前連結会計年度比16.2%増の462億8千万円、完成工事高は前連結会計年度比6.8%増の415億4千4百万円、営業利益は前連結会計年度比87.1%増の30億1千1百万円、経常利益は前連結会計年度比78.3%増の31億6千5百万円、当期純利益は前連結会計年度比85.9%増の19億6千9百万円となりました。

工事別概況は以下のとおりであります。

〔建築関連施設・産業空調衛生設備〕

産業・商業施設および福祉・病院施設などの機械・電気設備の建設事業であります。当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比15.0%増の293億9千3百万円、完成工事高は、前連結会計年度比11.6%増の272億1千1百万円となりました。

〔建築関連施設・一般空調衛生設備〕

事務所・教育施設・官公庁庁舎などの機械・電気設備の建設事業であります。当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比25.0%増の88億9千1百万円、完成工事高は、前連結会計年度比4.3%減の73億1千万円となりました。

〔食品流通施設・冷凍冷蔵設備〕

食品業・流通業における生鮮食品用の冷凍、冷蔵施設の建設事業であります。当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比47.0%増の31億7千2百万円、完成工事高は、前連結会計年度比39.3%増の25億9千6百万円となりました。

〔環境施設・生活関連処理設備〕

上下水道、農業集落排水、産業排水、生活排水、環境施設などのプラント建設事業であります。当連結会計年度の受注工事高は、前連結会計年度比3.1%減の48億2千1百万円、完成工事高は、前連結会計年度比11.4%減の44億2千6百万円となりました。

なお、工事別の受注工事高、完成工事高および繰越工事高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分 (工 事 別)		前 期 繰 越 工 事 高	当 期 受 注 工 事 高	当 期 完 成 工 事 高	次 期 繰 越 工 事 高
建 築 関 連 施 設	産業空調衛生設備	13,317	29,393	27,211	15,499
	一般空調衛生設備	4,355	8,891	7,310	5,936
	小 計	17,672	38,285	34,522	21,435
食 品 流 通 施 設	冷 凍 冷 蔵 設 備	607	3,172	2,596	1,183
環 境 施 設	生 活 関 連 処 理 設 備	2,321	4,821	4,426	2,717
計		20,601	46,280	41,544	25,337

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は12億1千6百万円であり、その主なものは、群馬県前橋市に増設した当社朝倉工場の建設であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、政府・日銀による経済政策や金融緩和政策の効果に支えられ、引き続き企業収益の改善が見込まれ、国内景気は緩やかな回復基調で推移するものと期待されます。その一方で、中国をはじめとする新興国・資源国経済に対する先行き不透明感等から、金融市場が世界的に不安定な動きとなっており、景気の先行きは十分注意が必要と思われます。

建設業界におきましては、好調な企業収益を背景にした民間設備投資の増加に加え、首都圏機能の強化に向けての大型インフラ整備案件が期待されるものの、資機材価格上昇・労働力不足は続くものと見られ、効率を高めた生産システム改革が求められると思われま

す。このような状況の中で、当社グループは顧客満足を創造し、お客様にものとサービスを融合した建設商品を提供することにより、他社との差別化を図り、安定した受注高および利益の確保に取り組んでいく所存であります。

具体的には、受注から施工・メンテナンスに至る各段階の収益構造の見直し、品質方針や環境方針、コンプライアンスの実践、ITを活用した業務の効率化および企画提案によるお客様価値の向上、また、当社グループの独自の技術・商品の拡販等の諸施策を積極的に推進し、収益基盤の強化と業務プロセスの向上、経費の節減を図り、安定した受注高の確保と利益の確保に取り組んでいく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

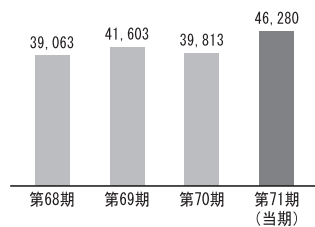
(9) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 68 期 (平成25年 3 月期)	第 69 期 (平成26年 3 月期)	第 70 期 (平成27年 3 月期)	第71期 (平成28年 3 月期) (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	39,063	41,603	39,813	46,280
完 成 工 事 高	36,147	37,407	38,891	41,544
経 常 利 益	1,020	1,112	1,775	3,165
当 期 純 利 益	463	632	1,059	1,969
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	18 ^円 25 ^銭	24 ^円 90 ^銭	41 ^円 72 ^銭	77 ^円 79 ^銭
総 資 産	25,229	27,342	28,840	31,190
純 資 産	15,926	16,505	18,663	19,941

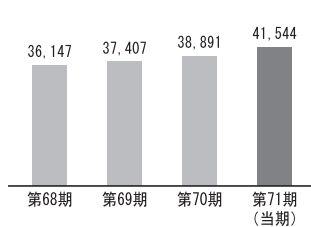
受注工事高

単位：百万円



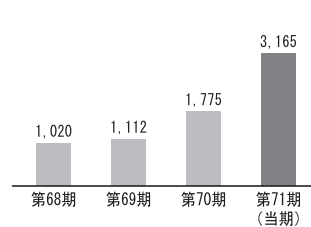
完成工事高

単位：百万円



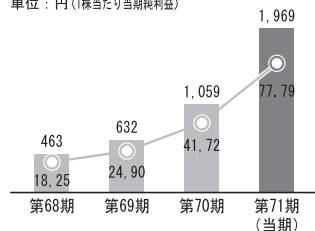
経常利益

単位：百万円



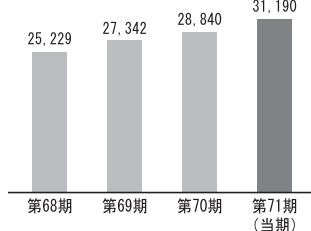
当期純利益 / 1株当たり当期純利益

単位：百万円(当期純利益)
単位：円(1株当たり当期純利益)



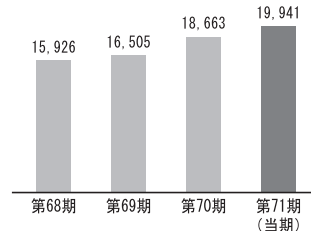
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(10) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者、一般建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築関連施設の産業空調衛生設備および一般空調衛生設備、食品流通施設の冷凍冷蔵設備、環境施設の生活関連処理設備に関する工事の設計・監理および施工ならびに、これらに関連する事業を行っております。また、大和メンテナンス株式会社および株式会社埼玉ヤマトは、当社が施工しております上記各種工事に関わる修理工事、維持管理業務の一部を施工しております。株式会社ヤマト・イズミテクノスは、独自の営業による電気設備工事の設計・監理および施工と当社が施工しております上記各種工事に関わる電気設備工事の一部を施工しております。また、大和ビジネスサービス株式会社は、当社の事務処理業務を受託しております。箱島湧水発電PFI株式会社は、水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却業務を事業としております。株式会社サイエイヤマトは、独自の営業による空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検と当社が施工しております上記各種工事に関わる保守、点検の一部を施工しております。

(11) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社	群 馬 県 前 橋 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区
埼 玉 支 店	埼 玉 県 さ い た ま 市 北 区
栃 木 支 店	栃 木 県 宇 都 宮 市
横 浜 支 店	神 奈 川 県 横 浜 市 西 区
千 葉 支 店	千 葉 県 千 葉 市 中 央 区
高 崎 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 北 支 店	宮 城 県 大 崎 市
朝 倉 工 場	群 馬 県 前 橋 市
大和メンテナンス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 埼 玉 ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 北 区
株 式 会 社 ヤ マ ト ・ イ ズ ミ テ ク ノ ス	埼 玉 県 ふ じ み 野 市
大和ビジネスサービス株式会社	群 馬 県 前 橋 市
箱島湧水発電PFI株式会社	群 馬 県 前 橋 市
株 式 会 社 サ イ エ イ ヤ マ ト	埼 玉 県 さ い た ま 市 岩 槻 区

(12) 従業員の状況

従業員数	(前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
800名	(30名増)	42.5 ^歳	15.5 ^年

(注) 平均年齢および平均勤続年数は、いずれも小数点第2位以下を切り捨てて表示してあります。

(13) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
大和メンテナンス株式会社	30	100 %	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社埼玉ヤマト	30	100	当社施工工事等に関わる修理工事・維持管理業務
株式会社ヤマト・イズミテクノス	30	100	電気設備工事の設計、監理、施工
大和ビジネスサービス株式会社	10	100	当社事務処理に関わる業務の受託
箱島湧水発電PFI株式会社	20	100	水力発電装置の維持管理業務と水力発電による電力の売却事業
株式会社サイエイヤマト	20	100	空調衛生設備工事の設計、施工、保守、点検

(注) 当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の6社であります。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,270,593株 (自己株式 1,657,059株を除く)
- (3) 株主数 2,839名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ヤマト社員持株会	1,680 ^{千株}	6.64%
株式会社群馬銀行	1,251	4.95
株式会社東和銀行	1,219	4.82
株式会社三晃空調	1,000	3.95
株式会社北越銀行	874	3.46
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	751	2.97
みどり共栄会	719	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	679	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	607	2.40
株式会社横浜銀行	594	2.35

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,657,059株) を控除して計算しております。
 2. 持株比率のパーセントは、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	新 井 孝 雄	株式会社埼玉ヤマト 代表取締役社長 箱島湧水発電PFI株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	町 田 豊	事業本部長 兼業務執行責任者 栃木支店業務執行責任者
専務取締役	岡 部 幸 夫	埼玉支店業務執行責任者 株式会社ヤマト・イズミテクノ 代表取締役社長
取締役専務執行役員	吉 井 誠	企画営業本部長兼首都圏営業部・ 環境事業部・高崎支店・東北支 店業務執行責任者
取締役専務執行役員	藤 原 昌 幸	管 理 本 部 長
取締役常務執行役員	長 谷 川 真 人	営業推進本部長兼冷熱部・ 事業開発部 ・コンタクトセンター業務執行責任者
取締役執行役員	辻 信 彦	東 京 支 店 長
取締役執行役員	北 村 誠	横 浜 支 店 長
取締役執行役員	齋 藤 利 明	温 浴 事 業 部 長
取締役執行役員	片 沼 聡	冷 熱 部 長
取 締 役	荒 木 徹	佐田建設株式会社代表取締役社長
取 締 役	石 田 哲 博	株式会社エフエム群馬代表取締役社長
常 勤 監 査 役	横 堀 元 久	
監 査 役	星 野 一 文	群馬振興株式会社代表取締役社長 群馬中央倉庫株式会社代表取締役社長 株式会社横浜銀行常勤監査役 株式会社さいか屋監査役
監 査 役	石 田 修	

- (注) 1. 取締役 荒木 徹氏および取締役 石田 哲博氏は社外取締役であります。
2. 監査役 星野 一文氏および監査役 石田 修氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりです。
・平成27年6月16日開催の第70回定時株主総会において北村 誠氏、齋藤 利明氏、片沼 聡氏、荒木 徹氏および石田 哲博氏が新たに取締役に、石田 修氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
・取締役 吉村 研策氏および監査役 天野 克則氏は、平成27年6月16日に任期満了により退任いたしました。
4. 監査役 星野 一文氏は、事業経営全般に知識、経験が豊富であり、監査役に期待される相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役 荒木 徹氏、社外取締役 石田 哲博氏および社外監査役 石田 修氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額	
取 締 役	13名	108 ^(百万円)	(うち社外取締役2名4百万円)
監 査 役	4名	13 ^(百万円)	(うち社外監査役3名5百万円)

- (注) 1. 上記取締役および監査役の支給人数には、平成27年6月16日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額18百万円（取締役13名に対し17百万円、監査役4名に対し1百万円）が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、平成27年6月16日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して12百万円、退任社外監査役1名に対して1百万円支給しております。
4. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額（賞与を含む。）は72百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役荒木 徹氏の兼職先である佐田建設株式会社と、当社の間との間には重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役石田哲博氏の兼職先である株式会社エフエム群馬と、当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役星野一文氏の兼職先である群馬振興株式会社ならびに群馬中央倉庫株式会社と、当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役石田 修氏の兼職先である株式会社横浜銀行ならびに株式会社さいか屋と、当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 の 状 況
取 締 役 荒 木 徹	当事業年度開催の取締役会9回のうち全てに出席し議案の審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 石 田 哲 博	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し議案の審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 星 野 一 文	当事業年度開催の取締役会12回のうち全てに出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会9回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監 査 役 石 田 修	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、当事業年度開催の監査役会9回のうち全てに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第5号の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	28
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況を通じて、監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画が当社を取り巻く経営環境の変化を踏まえたものとなっていることを確認した上で、監査報酬の見積額につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性や監査体制等に問題があると認められるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、法令、定款、社会規範遵守はもとよりヤマト行動基準、コンプライアンス規範に基づくコンプライアンスの組織体制、規程を整備する。
 - 2) 取締役は、率先してコンプライアンスの充実強化に努め、取締役会の構成員として経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告する。
 - 3) 取締役会をコンプライアンスの最高責任機関とし、取締役会より委任を受けたコンプライアンス委員会は、コンプライアンス行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討する。
 - 4) 総務部にコンプライアンス統括室を置き、コンプライアンスに関する事項を横断的に管理統括する。
 - 5) 内部監査室は、法令、定款および諸規程等への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的として監査を実施する。
 - 6) 役職員が法令違反行為等について直接、報告、相談、通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
 - 7) 役職員に対しコンプライアンスの啓蒙活動、研修を定期的実施し、コンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - 8) これらの活動は、コンプライアンス委員会を通じ、定期的を取締役会および監査役会に報告される。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令および文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に適正に保存、記録、管理する。
 - 2) 取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
 - 3) 情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティの維持、向上、ならびに情報資産のリスク防止対策を確立し、その施策を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議においてリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努める。
 - 2) 不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決すべく危機管理規程を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、経営方針その他業務執行に関する重要な事項を審議決定する。
 - 2) 取締役会で付議すべき事項、報告事項を具体的に定める取締役会規則に基づいて、取締役会の迅速かつ適切な意思決定を図る。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 経営理念、基本方針をグループ全体に適用し、当社グループすべての役職員に周知徹底する。
 - 2) 内部統制の基本方針に基づき子会社の遵守体制整備の指導および支援を行うとともに、企業集団としてのコンプライアンス体制を構築する。
 - 3) 子会社の事業運営に関する重要事項については、当社取締役会への付議事項、報告事項を定め、加えて事前協議等が行われる体制を構築する。
 - 4) 各子会社は、業績、財務状況については定期的に、その他重要事項はその都度報告する。
 - 5) 内部監査室は、子会社の監査を実施し、子会社の適正な業務執行を監視する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合その期間において、その使用人を置くことができる。
 - 2) 監査役を補助すべき使用人は、その他の業務を兼務しない。
 - 3) 監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役は、監査役から会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行に関する事項について報告を求められたときは、適切な報告を行う。
 - 2) 役職員は、取締役の職務の遂行に関する不正行為を発見した場合、監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員全員に周知徹底する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 2) 監査役がその職務の執行につき調査を行う場合は、役職員、関係部署はこれに協力する。
 - 3) 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と緊密に連携を保ち、会計監査人から監査結果について報告を受け、監査役相互間で、意見交換、協議を行う。
 - 4) 監査役会の重要情報収集ならびに監査機能を確保するため、監査役は取締役会および業務執行会議に出席する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- 当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の主な概要は、次のとおりです。
- ① 内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）の改定内容の周知
平成27年4月28日開催の取締役会の決議により改定しました「内部統制の基本方針（業務の適正を確保するための体制）」の趣旨、内容等について、ヤマトイントラネットに掲載し、当社グループ全体への周知を図っています。
 - ② コンプライアンス
コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス規範、ヤマト行動基準をヤマトイントラネットに掲載し、全役職員が常時閲覧可能な状態にしています。また、四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの行動計画の内容、コンプライアンスに関する重要事項を協議・検討しています。役職員に対し、毎月、コンプライアンス関連のコラムをヤマトイントラネットに掲載し、啓蒙活動や研修に努めています。なお、「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して運用しています。
 - ③ リスク管理体制
不測の事態に備え冷静かつ適正に対処、解決するため危機管理規程に基づいて、リスクの把握を継続的に行っています。また、経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役、部門長およびグループ会社取締役で構成する業務執行会議でリスク管理に関する情報を共有し、グループ全体でリスクの把握に努めています。
 - ④ グループ管理体制
毎月開催される業務執行会議でグループ会社の取締役から経営状況等の報告を受け、現況を把握できる体制になっています。また、内部監査室が子会社の監査を定期的を実施しています。
 - ⑤ 監査役の監査体制
当社の監査役は毎月、監査役会を開催し、情報交換を行い、取締役会、業務執行会議等重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っています。内部監査室が行った監査結果について、また、コンプライアンス統括室は「コンプライアンス・ホットライン」の通報・相談状況について、監査役に報告を行っています。

連結貸借対照表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	19,489,466	流 動 負 債	10,485,846
現金預金	3,972,703	工事未払金	5,699,754
受取手形・完成工事未収入金	12,503,248	未払法人税等	843,873
未成工事支出金等	2,274,515	未払消費税等	546,906
繰延税金資産	387,760	未払役員報酬	11,700
その他	387,908	未払費用	714,534
貸倒引当金	△36,669	未成工事受入金	1,751,694
		賞与引当金	769,691
		完成工事補償引当金	60,408
		工事損失引当金	1,420
		その他	85,863
固 定 資 産	11,701,371	固 定 負 債	763,890
有 形 固 定 資 産	5,433,301	繰延税金負債	251,452
建物・構築物	2,706,422	役員退職慰労引当金	217,471
機械・運搬具	550,236	退職給付に係る負債	292,511
土地	1,898,686	その他	2,453
その他	277,957		
無 形 固 定 資 産	125,864	負債合計	11,249,736
投資その他の資産	6,142,204	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,800,267	株 主 資 本	18,943,526
繰延税金資産	859	資 本 金	5,000,000
その他	341,078	資 本 剰 余 金	4,499,820
貸倒引当金	△0	利 益 剰 余 金	9,947,692
		自 己 株 式	△503,986
		その他の包括利益累計額	997,574
		その他有価証券評価差額金	793,558
		退職給付に係る調整累計額	204,016
		純資産合計	19,941,101
資産合計	31,190,838	負債純資産合計	31,190,838

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月21日から
平成28年3月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000,000	4,499,820	7,945,791	△459,598	16,986,014
会計方針の変更による累積的影響額			235,923		235,923
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000,000	4,499,820	8,181,715	△459,598	17,221,937
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△203,078		△203,078
当 期 純 利 益			1,969,055		1,969,055
自 己 株 式 の 取 得				△44,388	△44,388
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			1,765,977	△44,388	1,721,589
当 期 末 残 高	5,000,000	4,499,820	9,947,692	△503,986	18,943,526

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,471,389	206,102	1,677,492	18,663,506
会計方針の変更による累積的影響額				235,923
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,471,389	206,102	1,677,492	18,899,429
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△203,078
当 期 純 利 益				1,969,055
自 己 株 式 の 取 得				△44,388
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△677,831	△2,086	△679,917	△679,917
連結会計年度中の変動額合計	△677,831	△2,086	△679,917	1,041,671
当 期 末 残 高	793,558	204,016	997,574	19,941,101

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 …… 6社

連結子会社の名称 …… 大和メンテナンス㈱、㈱埼玉ヤマト、㈱ヤマト・イズミテクノス
大和ビジネスサービス㈱、㈱サイエイヤマト、箱島湧水発電PFI㈱
なお、前連結会計年度に連結子会社でありましたヤマト・イー・アール㈱は、
清算終了により、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法によっております。

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており
ます。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一
の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につ
いては定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 ……

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりま
す。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が
平成21年3月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準
じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回
収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ……

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する
方法によっております。

③ 完成工事補償引当金 ……

完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当連結会計年度
の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっており
ます。

④ 工事損失引当金 ……

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、重要
な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事につ
いて、損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金 ……

役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支
給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異（136,496千円）については、15年による定額法により費用処理しております。

② 完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が365,094千円減少し、利益剰余金が235,923千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. 表示方法の変更

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」（当連結会計年度4,785千円）については、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

- | | |
|---|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,143,798千円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 101,485千円 |
| 3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 70,691千円 |
| 4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、1,420千円であります。 | |

(連結損益計算書に関する注記)

1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、23,470,851千円であります。
2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、1,420千円であります。
3. 研究開発費の総額は、122,956千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数 普通株式 26,927,652株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月16日 定時株主総会	普通株式	203,078	8	平成27年3月20日	平成27年6月17日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成28年6月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 252,705千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 10円 |
| ③ 基準日 | 平成28年3月20日 |
| ④ 効力発生日 | 平成28年6月16日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、毎月の定例会議において工事別の債権回収状況についてその状況を役職員全員が把握しており、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。営業債務である工事未払金及び未払費用は、1年以内の支払期日であります。借入金は、営業取引に係る短期的な運転資金の調達を目的とした短期借入金であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。
 - (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。
((注)2.を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	3,972,703	3,972,703	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	12,503,248	12,503,248	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,399,265	5,399,265	—
資産計	21,875,217	21,875,217	—
(1) 工事未払金	5,699,754	5,699,754	—
(2) 未払費用	714,534	714,534	—
負債計	6,414,288	6,414,288	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 工事未払金、並びに (2) 未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	401,001

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(3) 投資有価証券には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

789円 10銭

1 株当たり当期純利益

77円 79銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマトの平成27年3月21日から平成28年3月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第71期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 横 堀 元 久 ⑩

監 査 役 星 野 一 文 ⑩

監 査 役 石 田 修 ⑩

(注) 監査役星野一文および監査役石田 修は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,193,016	流 動 負 債	9,399,425
現 金 預 金	2,768,969	工 事 未 払 金	5,260,739
受 取 手 形	1,764,203	未 払 費 用	611,399
完 成 工 事 未 収 入 金	9,999,054	未 払 法 人 税 等	729,593
未 成 工 事 支 出 金	1,781,947	未 払 消 費 税 等	429,591
材 料 貯 蔵 品	160,074	未 成 工 事 受 入 金	1,583,233
繰 延 税 金 資 産	334,510	賞 与 引 当 金	645,242
未 収 入 金	331,095	完 成 工 事 補 償 引 当 金	57,304
そ の 他	83,296	工 事 損 失 引 当 金	1,420
貸 倒 引 当 金	△30,135	そ の 他	80,901
固 定 資 産	11,410,306	固 定 負 債	937,781
有 形 固 定 資 産	5,145,603	繰 延 税 金 負 債	149,045
建 物 ・ 構 築 物	2,584,196	退 職 給 付 引 当 金	592,801
機 械 ・ 運 搬 具	550,236	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	193,683
工 具 器 具 ・ 備 品	223,039	そ の 他	2,250
土 地	1,736,628		
建 設 仮 勘 定	51,503	負 債 合 計	10,337,206
無 形 固 定 資 産	122,372	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	6,142,329	株 主 資 本	17,491,029
投 資 有 価 証 券	5,742,221	資 本 金	5,000,000
関 係 会 社 株 式	120,000	資 本 剰 余 金	4,499,820
長 期 貸 付 金	18,539	資 本 準 備 金	4,499,820
破 産 更 生 債 権 等	0	利 益 剰 余 金	8,495,195
長 期 前 払 費 用	7,652	利 益 準 備 金	469,687
団 体 生 命 保 険 金	21,909	そ の 他 利 益 剰 余 金	8,025,507
会 員 権	101,630	別 途 積 立 金	4,200,000
そ の 他	130,377	繰 越 利 益 剰 余 金	3,825,507
貸 倒 引 当 金	△0	自 己 株 式	△503,986
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	775,087
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	775,087
		純 資 産 合 計	18,266,116
資 産 合 計	28,603,322	負 債 純 資 産 合 計	28,603,322

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

(平成27年 3月21日から
平成28年 3月20日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		37,249,833
完 成 工 事 原 価		33,245,185
完 成 工 事 総 利 益		4,004,647
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,461,766
営 業 利 益		2,542,880
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	139,035	
受 取 賃 貸 料	22,194	
電 力 販 売 収 益	5,048	
そ の 他	23,234	189,513
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,312	
賃 貸 費 用	15,978	
電 力 販 売 費 用	4,255	
そ の 他	1,476	33,023
経 常 利 益		2,699,370
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,987	
子 会 社 清 算 益	100,901	104,889
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	11,525	
会 員 権 評 価 損	12,000	
減 損 損 失	6,818	30,344
税 引 前 当 期 純 利 益		2,773,915
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	994,849	
法 人 税 等 調 整 額	△33,055	961,794
当 期 純 利 益		1,812,120

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（平成27年3月21日から）
（平成28年3月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	5,000,000	4,499,820	4,499,820	469,687	4,200,000	1,980,541	6,650,229
会計方針の変更による累積的影響額						235,923	235,923
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,000,000	4,499,820	4,499,820	469,687	4,200,000	2,216,465	6,886,152
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△203,078	△203,078
当期純利益						1,812,120	1,812,120
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計						1,609,042	1,609,042
当 期 末 残 高	5,000,000	4,499,820	4,499,820	469,687	4,200,000	3,825,507	8,495,195

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△459,598	15,690,451	1,448,861	1,448,861	17,139,313
会計方針の変更による累積的影響額		235,923			235,923
会計方針の変更を反映した当期首残高	△459,598	15,926,375	1,448,861	1,448,861	17,375,237
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△203,078			△203,078
当期純利益		1,812,120			1,812,120
自己株式の取得	△44,388	△44,388			△44,388
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△673,774	△673,774	△673,774
事業年度中の変動額合計	△44,388	1,564,654	△673,774	△673,774	890,879
当 期 末 残 高	△503,986	17,491,029	775,087	775,087	18,266,116

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっております。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法によっております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア …… 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年3月20日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上する方法によっております。

(3) 完成工事補償引当金 …… 完成工事引渡し後に発生する無償の補修費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

(4) 工事損失引当金 …… 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。

- (5) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
- 会計基準変更時差異（136,496千円）については、15年による定額法により費用処理しております。
- (6) 役員退職慰労引当金 …… 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理の方法 …… 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および未認識会計基準変更時差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の処理方法 …… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が365,094千円減少し、利益剰余金が235,923千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

7. 表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」（当事業年度4,785千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度は「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,086,961千円 |
| 2. 受取手形裏書譲渡高 | 101,485千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 短期金銭債権 35,282千円 | 短期金銭債務 256,822千円 |
| 4. 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が事業年度末日残高に含まれており
す。 | |
| 受取手形 | 46,437千円 |
| 5. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示して
おります。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、
1,420千円であります。 | |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|---|-------------|
| 1. 完成工事高のうち工事進行基準によったものは、21,124,032千円であります。 | |
| 2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、1,420千円であります。 | |
| 3. 関係会社との取引高 | |
| 売 上 高 | 93,862千円 |
| 仕 入 高 | 2,597,204千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 12,510千円 |
| 4. 研究開発費の総額は、122,956千円であります。 | |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	普通株式	1,657,059株
-------------------------	------	------------

(税効果会計に関する注記)

- (1) 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.4%から、平成28年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成29年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%に変更となります。
この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が10,390千円減少し、法人税等調整額が46,553千円、その他有価証券評価差額金が36,162千円それぞれ増加しております。
- (3) 決算日後の法人税等の税率の変更
「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.8%から平成29年3月21日に開始する事業年度及び平成30年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成31年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%に変更となります。
なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7,794千円、その他有価証券評価差額金が17,446千円、法人税等調整額が9,651千円それぞれ増加することとなります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	722円 82銭
1株当たり当期純利益	71円 59銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社ヤマト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 一 行 男 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマトの平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月21日から平成28年3月20日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株 式 会 社 ヤ マ ト 監 査 役 会

常勤監査役 横 堀 元 久 ④

監 査 役 星 野 一 文 ④

監 査 役 石 田 修 ④

(注) 監査役星野一文および監査役石田 修は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める
社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第71期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は252,705,930円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月16日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役横堀元久、星野一文の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	よこぼり もとひさ 横堀元久 (昭和24年9月4日生)	昭和47年3月 当社入社 平成10年3月 当社環境事業部工事部部长代理 平成13年3月 当社環境事業部技術部部长 平成16年3月 ヤマト、イー・アール株式会社取締役就任 平成19年6月 同社代表取締役社長就任 平成24年6月 当社常勤監査役就任 現在に至る	15,000株
2	※ たかい けんいち 高井研一 (昭和27年7月10日生)	昭和51年4月 株式会社群馬銀行入行 平成9年6月 同行前橋駅南支店長 平成11年10月 同行人事部主任人事役 平成15年6月 同行人事部副部长兼研修センター室長 平成16年6月 同行秘書室長 平成19年6月 同行執行役員総合企画部長 平成21年6月 同行取締役兼執行役員本店営業部長委嘱 平成23年6月 同行常務取締役 平成26年6月 同行専務取締役 現在に至る	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. ※は、新任候補者であります。

3. 高井研一氏は、社外監査役候補者であります。

4. 高井研一氏につきましては、金融機関での長年の経験及び幅広い見識を当社の監査で発揮していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって、任期満了により退任されます監査役 星野一文氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準により算出された金額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ほしの かずふみ 星 野 一 文	平成24年6月 当社監査役 現在に至る

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第15条、第16条および第26条を変更するものであります。

2. 変更の内容

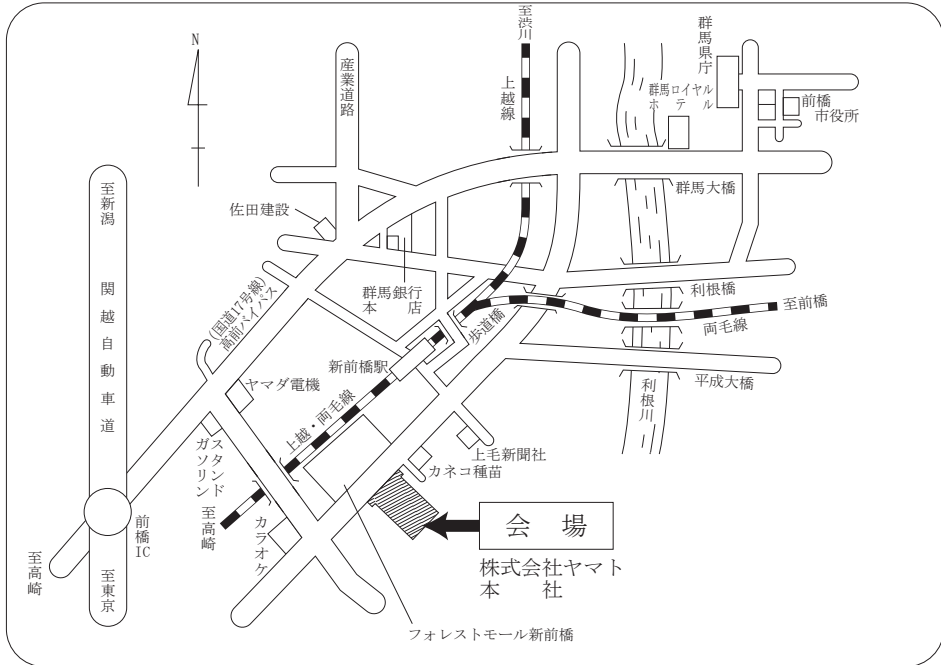
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条(条文省略) (招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて取締役社長がこれを招集する。ただし取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。ただし取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第25条(条文省略) (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取締役会は、取締役社長が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。 前2項の規定につき<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみます。 <p>第27条～第45条(条文省略)</p>	<p>第1条～第14条(現行通り) (招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて代表取締役がこれを招集する。ただし代表取締役に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。ただし代表取締役に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第25条(現行通り) (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 取締役会は、代表取締役が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。 前2項の規定につき<u>代表取締役に</u>支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみます。 <p>第27条～第45条(現行通り)</p>

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 群馬県前橋市古市町118番地

当社 本社2階 会議室

TEL 027-290-1800(代)

交通機関 JR 東日本 新前橋駅より 徒歩約5分

関越自動車道 前橋ICより 車で約5分